

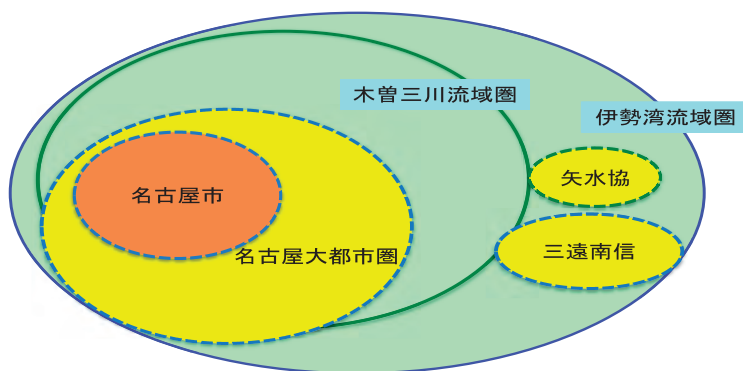
「広域連携の事例研究 vol.6」

中部大学客員教授、名古屋市立大学特任教授、
 公益財団法人中部圏社会経済研究所客員研究員 山田雅雄（第1章）
 公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部長 粕弘太郎（第2章）

広域連携については、従来から自然・歴史・風土・文化・経済など一定のまとまりのある流域圏において考えていくのが妥当であるとの考えで、これまで作業を進めてきた。

中部（太平洋岸側）における流域圏の広域連携については、下図のように大都市である名古屋市と名古屋大都市圏の都市域のみならず、中山間地域など非都市域を含む流域においても考えなければならない。すなわち、木曾川流域、矢作川流域といった個々の流域において広域連携を検討するとともに、さらには三遠南信地域、矢作川流域、木曾三川流域ならびに三重県内の流域を包含した伊勢湾流域圏全体へ発展的に検討していく必要があるとの考えである。

今回は、第1章では伊勢湾流域の三重県宮川流域ならびに九州南西部の大淀川流域での調査結果とともに、第2章では新たな連携方式としての連携中枢都市圏構想について大淀川流域の宮崎市と瀬戸内地方の姫路市を調査したので報告する。



第1章 流域連携

1. 宮川流域

ヒアリング日・視察日：2015年7月1日

ヒアリング場所：宮川流域ルネッサンス協議会事務所（三重県庁伊勢庁舎4F）

視察場所：エコミュージアムセンター宮川流域交流館たいき（三重県度会郡大紀町阿曾429）

先方：世古口幸喜氏（宮川流域ルネッサンス協議会事務局長、伊勢市職員）、浜野良紀氏（三重県職員）

（1）宮川流域・圏域の概要

宮川流域圏は、宮川と大内川など支流に囲まれ

た1市6町〔伊勢市、多気町、明和町（宮川用水）、大台町、玉城町、度会町、大紀町〕で構成されている。三重県の行政区域としては、多気郡は松阪管内、度会郡と伊勢市は伊勢管内と分かれているが、宮川流域ルネッサンス協議会は宮川に接する自治体を単位として構成しており、県の行政区域を超えた広域連携となっている。

宮川は、日本有数の多雨地帯である大台山系を源流とし、大内山川などの支流と合流して、伊勢湾に注いでいる。延長は約90km、流域面積は920km²に及び、三重県内を流れる川では最大の河川である（図表1-1）。戦後まもなく洪水調節と発電用水・農業用水の確保を目的として宮川総合開発事業が実施され、宮川ダム（1957年）（写真1-1）が建設されるなど、洪水を克服し生活向上に

(図表 1 - 1) 宮川流域図



(出典) 宮川流域ルネッサンス協議会ホームページより

(写真 1 - 1) 宮川ダム



(出典) 三重県ホームページより

役立ててきた治水・利水の歴史がある。

また、宮川は全国一級河川水質調査（国土交通省実施）において、1991年から2011年の21年間で最も水質が良好な河川に11回位置付けられ、地域の特産品にも恵まれ、「清流日本一」として観光資源に生かされている。宮川流域には清流に育まれた自然・歴史・文化・伝統・産業がある。上流部における多降雨量で有名な大杉谷など豊かな自然、中流部の川霧に育まれる茶産業と鮎漁、下流部のお伊勢参りの伝統や渡しの面影などである。宮川用水施設や宮川ダム、三瀬谷ダムなどの水利施設も観光資源になっている。

三重県中部の松阪市から尾鷲市に通じる国道42

号線沿線に多気町、大台町、大紀町があり、紀勢自動車道、JR東海紀勢本線もほぼ同じコースを辿っている。流域の上流部ではこのような交通網も整っており、松阪市や伊勢市などの交流あるいは活性化の基盤となっている。

しかし、宮川流域全体では上流域を中心に人口の減少と高齢が進み地域振興策が急務である。

(2) 宮川流域ルネッサンス協議会について

A. 宮川流域ルネッサンス事業の設立背景

宮川流域をめぐる課題は、人口減少による過疎対策のほか、水量の確保や水資源の有効活用などの水問題、水質浄化や保水力豊かな森林の整備な

(図表 1 - 2) 宮川流域ルネッサンス・ビジョン

流域宣言	
○ 人と自然の共生	川(自然環境)にやさしい生活と産業のあり方を問い直し、持続可能な発展を志向する、資源循環型の地域社会を目指す。
○ 上下流の交流・連携	かつては舟運等により密接な関わりを有していた上流～下流の地域が「水」を通して、いま一度関わりをよみがえらせ、共同して「水」を守っていく。
○ 住民・企業・行政のパートナーシップ(協働)	流域の人々が一体となり、対等の立場で、環境保全、地域づくりに取り組む。
基本理念	
○ 清流や森林、溪谷、干潟など豊かな自然の保全・再生	
○ 豊かで清らかな川の流れを甦らせる健全な水環境の構築	
○ 川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展	
○ 自然環境と調和した魅力ある流域づくり	
めざすべき宮川流域像	
①	サンショウウオが棲み、モリアオガエルが産卵し、アユが遡上する宮川流域
②	フナ・トウヒの原生林、スギ・ヒノキの美林から、里山の雑木林、川辺の竹藪・草木、さらには海中林まで緑の帯が続く宮川流域
③	川底に魚影の見える、水の澄んだ、そして川辺が緑で包まれた宮川流域
④	田畑を潤し、産業を興すとともに、子供の水遊びや釣り、カヌーなど、人々の生活に安らぎをもたらす川のある宮川流域
⑤	渡し跡の整備など「神を運んできた川」の歴史を彷彿とさせ、川の形態変化にあった川辺の環境が整う宮川流域
⑥	水の恵み、森林のはたらきで匠を育て、思索を深め、こころに安らぎを与えている宮川流域
⑦	自然体験の旅の拠点として、フィールド・ミュージアムとして、清流を育む自然環境の豊かさが内外の人々の心を動かしている宮川流域
⑧	ゼロ・エミッションの考え方に則った産業と「清流」を守る生活が基本となっている宮川流域

(出典) 宮川流域ルネッサンス協議会の資料より

どの環境問題、自然環境と調和した産業の推進などの地域振興問題と広範囲にわたっている。

これらの課題に対し、個々に対策を講じるのではなく、共通の理念や計画に基づき、流域住民と一緒に総合的かつ一体的に取り組むため、三重県は1997年度から総合行政ならびに流域圏づくりのモデル事業として、「宮川流域ルネッサンス事業」を開始した。

事業を進めるにあたり、基本的な姿勢、考え方を関係者が共有するために、1998年2月に宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定している（図表1-2）。

イ. 宮川流域ルネッサンス事業の経緯

最初は三重県の主導でスタートしたが、2010年度末には流域内の市町長と三重県知事により「宮川流域宣言」がなされ、事業主体を県から流域市町へ移すという方向転換がなされた。

かつての宮川流域ルネッサンス事業は、総合行政ということていろいろな部署が入って会議を進め、一定の役割を果たすことのできる体制であったが、今は地域活性化という側面に限定し、重点化している。また、以前は基本計画としての12ヶ年計画を策定し、その下で4年毎に見直す実施計画に沿って実施していたが、2010年度末の基本計画終了後は事業方針を策定し4年毎に見直しを行っている。

以下に宮川流域ルネッサンス事業スタート以降

の経緯をまとめた（図表1-3）。

【2011年策定の新たな事業方針】

（流域宣言）

事業方針の中の流域宣言は、以下の通りである。

①「水」健全な水循環の構築

「私たちは、宮川の流れを豊かで清らかに甦らせ、流域の人々の記憶に残る流れの再生に向け、自然環境を育み、持続可能な地域社会を支える望ましい水循環のしくみを構築していきます。」

②「森林」豊かな自然の保全・再生

「私たちは、宮川流域の森林、溪谷、干潟など豊かな自然を保全・再生し、後世に継承していきます。」

③「地域」魅力ある流域づくり

「私たちは、宮川流域に存在する歴史・文化を継承・発展させ、自然環境と調和した魅力ある流域づくりを目指します。」

（基本理念とテーマ）

また、基本理念とテーマは以下の通りである。

①「水」～健全な水循環の構築～

②「森林」～豊かな自然の保全・再生～

③「地域」～魅力ある流域づくり～

ウ. 宮川流域ルネッサンス協議会の構成・活動内容等

（ア）協議会の構成

協議会の会長は、総会で委員の互選により決定

（図表1-3）宮川流域ルネッサンス事業の経緯

時期	宮川流域ルネッサンス事業に関わる主な出来事
1997年	宮川と共に生きる会設立、宮川流域ルネッサンス事業スタート
1998年	宮川流域ルネッサンス・ビジョン策定
1999年	同基本計画、第1次実施計画策定
2000年	宮川流域ルネッサンス協議会設立 再び、清流日本一に
2002年	多様な主体が連携して様々な活動に取り組むため宮川流域ルネッサンス円卓会議スタート
2003年	第2次実施計画スタート 宮川流域エコミュージアム全国大会開催
2004年	宮川流域エコミュージアム推進計画策定
2007年	第3次実施計画スタート
2011年	基本計画終了 取組実績と今後について（県から市町村へ） 事業方針策定（流域宣言、基本理念とテーマ）
2015年	事業方針改定

（出典）宮川流域ルネッサンス協議会の資料より

され、伊勢市長が務めており、その下の幹事会では各役所の企画調整系の課長が幹事になっている。事務局の体制は、事務局長として伊勢市職員を充て、事務局員として県職員2名、2年交代の輪番制で町職員1名の計4名で構成されている。

(イ) 協議会の財政

収入としては、県と各市町から負担金（合計5百万円）とともに、その他に県からの委託金が2.3百万円ある。

事業内容である支出は、地域住民支援費が5百万円、協議会主導事業費が2百万円と大きく、連携推進調整費は総会などの開催事務経費であり少額となっている。

(ウ) 協議会の事業

a. 地域住民支援事業

地域住民支援事業の内容は、宮川プロジェクト活動PDCA事業（(エ) 参照）、宮川流域エコミュージアム事業（(オ) 参照）、川を守る活動支援（水質チェックに対する支援など）などである。

b. 協議会主導事業

協議会主導事業の内容は、情報発信（ホームページやメディアを活用）、環境保全に向けた流域意識の醸成と上・中・下流間交流の促進

（子どもサミットの開催など）、流域拠点施設の整備などである。

その他「守ろう清流！かわせみ募金」（特別会計）については、募金を財源に事業を展開している。

(エ) 宮川プロジェクト活動PDCA事業

2015年3月に策定した宮川流域ルネッサンス協議会の事業方針に基づき、宮川流域で活動している団体や個人の取り組みを支援し、地域住民の取り組みの輪の拡大や地域の活性化を目的として行われている。具体的には住民などの活動を「水」「森林」「地域」の3つの分野に分類し、宮川プロジェクト活動集としてまとめ、各活動について取り組みの成果と課題を共有し、以後の各々の活動展開に生かしていくことができるように、PDCAサイクルの取り組みにより、それぞれの活動が一層充実し、さらなる連携の輪を広げることを狙っている（図表1-4）。

(オ) 宮川流域エコミュージアム

エコミュージアムは1960年代後半にフランスで始まった博物館の取り組みで、地域の環境をそれらが本来ある場所で保全し、地域全体を博物館と考え、住民自らが魅力的な地域づくりを行うことで、地域経済の活性化や地域振興を図るものであ

(図表1-4) 宮川プロジェクトの仕組み



(出典) 宮川流域ルネッサンス協議会ホームページより

(写真1-2) 宮川上流域



(出典) 度会町ホームページより

(写真1-3) 宮川流域案内人



(出典) 宮川流域ルネッサンス協議会ホームページより

る。

宮川流域には、日本一の清流に育まれた自然・歴史・文化・伝統・産業があり、宮川流域エコミュージアムとしては、139のフィールドがある。

自然を楽しみ、歴史にふれ、文化や暮らしを体感し、かけがえのない地域の記憶をみつめ、未来を創造していく「生きた博物館」というコンセプトである。また長い年月をかけて築き上げてきた地域らしさの背景や想いを、来訪者に伝える役目の「宮川流域案内人」が置かれている(写真1-2, 1-3)。

宮川流域案内人は、宮川流域の自然や歴史、伝統的な暮らしなどを地域の人や訪れた人に対して、誰にでもわかりやすくインタープリット(通訳・翻訳)する人である。インタープリターは単に知識を与えるだけでなく、来訪者に興味を起こさせ、気づきを引き出す役目も持つものである。また、

(写真1-4) 廃校舎を活用した宮川交流館たいき



(写真1-5) 内部の展示



週末を中心に、流域の各地でさまざまな流域案内人の行事が企画されている。

宮川流域エコミュージアムの拠点施設として、「エコミュージアムセンター宮川流域交流館たいき」が設置されている。廃校を利用した施設で、宮川流域の自然や歴史、文化などの特色を手づくりで展示、流域案内人行事として宮川流域の地域遺産の保全と活用をめざすエコツアーあるいは環境教育のイベント紹介、地域交流の場という機能を有している(写真1-4, 1-5)。

(3) 宮川流域ルネッサンス協議会の現状と課題について

今後の課題についてヒアリングの中で以下のような指摘がなされた。

ア. 宮川流域案内人について

流域案内人の課題として、高齢化の進展、後進

の育成、互助的システムの構築などがある。また、流域案内人を支える側の課題として、協議会事務局の支援のあり方や企業や地域の団体による支援システムの検討が必要である。

イ. 地域活性化・広域連携について

流域内の地域振興・地域活性化を目指した事業という考え方がある。それらを念頭に置いた広域的な集客方法や広報体制について考えていく必要がある。

(4) 自治体・他の団体等との連携について

流域内は体制を整えているが、現時点では流域外の自治体との連携は取っていない。「広報体制を含めてどこまで広げていく必要があるか検討したい」との説明であった。

また企業や団体からの賛同を得て実施している活動もあり、こうした活動については「今後さらに連携を広げていく必要がある」との考えであった。

(5) まとめ

宮川流域の取り組みは以下のような特色があり、独自のものも多く、特に流域全体の多くの人や団体が連携して活動するのに必要な理念とビジョンが分かりやすくまとめられており、他の流域のモデルとして評価ができる。

- ・宮川流域ルネッサンス協議会が、三重県主導から県との協働のもと市町に主体が移行し、あわせて新たな事業方針も策定されて活動がなされている。
- ・基本的な地域づくりの「理念」「ビジョン」がわかりやすく整理されている。
- ・その内容は宮川流域エコミュージアムに見られるように、流域内の自然、歴史、風土、文化、産業の特色をうまく生かしている。
- ・流域案内人、宮川プロジェクト活動PDCA事業など住民あるいは団体との協働を事業の基本としている

今後、住民・団体とともに宮川流域ルネッサン

ス協議会の尽力により、上述したような課題を早期に解決され、今までの事業の継承とともに中山間地において喫緊の課題である地域振興策の進展に大いに期待したい。

2. 大淀川流域

ヒアリング日：2015年7月24日

視察日：2015年7月25日

ヒアリング場所：九州河川研究所 事務所

視察場所：大淀川学習館（宮崎市下北方町二反五瀬5348番地1）

先方：杉尾哲氏（NPO法人大淀川流域ネットワーク代表理事、宮崎大学名誉教授）

(1) 大淀川流域の概要

大淀川は都城盆地外延部の金御岳（鹿児島県曾於市末吉町南之郷）に源を発し、都城市を東へ流下し、宮崎平野を通過して、宮崎市都心部の南で日向灘に注ぐ、幹川流路延長107km、流域面積2,230km²の河川である（図表1-5）。流域内には鹿児島県曾於市、宮崎県都城市、西諸県郡野尻町、宮崎市があり、人口約60万1千人を擁しているが、宮崎市を除きほとんどが中山間地である。

流域内では、下流側に位置する宮崎市が大淀川河川水を水道水源に利用している他は地下水を水源としている。

上流では畜産業が盛んであり、その排水あるいは生活排水による水質汚濁の問題がある。

(図表1-5) 大淀川流域の位置図



(出典) 九州森林管理局ホームページより

(2) NPO法人 大淀川流域ネットワークについて

ア. 発足の経緯・狙い等

NPO法人発足は2004年4月である。代表理事の杉尾氏は専門が河川工学であり、当時は大淀川の河川整備計画の検討を目的に、流域住民や関係団体等が参加する協議の場として設けられた流域委員会の委員長をしており、大淀川流域ネットワークは杉尾氏がその流域委員会のメンバーに呼びかけて立ち上げたNPO法人である。

そもそもの背景は、1991年の水質調査で大淀川のBOD（biochemical oxygen demand：生物化学的酸素要求量）が九州で最下位になり、大淀川の清流を取り戻そうという機運が高まり、それを受けて1993年から流域内の市町村の首長による「大淀川サミット」が始まった。こうした取り組みが行われていた中で、2002年第10回大淀川サミットが開催された折に、ゲストの国土交通省元河川局長の「大淀川にはネットワークがないのか」という一言が契機になり、団体立ち上げの実質的準備が始まったという経緯がある。

大淀川の汚染源は、生活排水と上流の都城市からの畜産排水である。河川水を水道水源とする宮崎市だけでは水質改善が図れず、流域全体で水質汚濁対策を連携して実施しなければならない。「そういう意味でネットワークという名前になっている」とのことであった。

イ. NPOの構成

2015年度の役員などNPOの構成は以下のとおりである。

代表理事 杉尾 哲
 大淀川水系流域委員会委員長
 副代表理事 1名
 理事（イベント部会長）、理事（調査部会長）、
 理事（教育部会長）、理事（広報部会長）、
 監事 1名
 事務局長、事務局員

会員は正会員（個人または団体）、賛助会員（個人または団体）からなり、それぞれ年1,000円、一口年5,000円の会費を負担する。会費を含めて年間の予算は約1,000万円である。

ウ. 活動内容

(ア) 流域内での活動

a. 情報発信

大淀川流域で環境保全に取り組む住民や団体などの活動を紹介し環境情報や各種イベント情報などを提供する広報誌を発行し、宮崎市を除く流域内の自治体の町内会に配布している。

b. 発表会の開催

住民や団体などと子ども達に活動を発表してもらい、発表会をとおして環境保全活動の推進と支援を図る。

c. 活動の人材育成

子ども、住民、団体役員、活動経験者などを対象とした学習会、養成講習会を開催し、流域内の自然環境や河川文化について学んでもらうことにより人材の育成を図る。

その具体例としては、大淀川環境大学・大淀川ワークショップを流域各地で分散して開催している。また、「おおよど『川』遊び」、「おおよど川の学校」、「地域こども教室がぐれんす」など子どもの体験学習や学習機会の提供あるいは「川の初級指導者養成会」など指導者養成講習会なども実施している。

d. 河川環境保全改善活動の実施と支援

大淀川の環境保全改善活動を実施するとともに、住民、団体、学校、企業、行政などさまざまな主体の行う河川環境保全改善活動を支援している。

清掃活動としての大淀川クリーンアップ、ひも状接触材を使用した水質改善活動としての都城水質改善プロジェクトなど幅広い活動を実施している。

e. 日常的なモニタリングの実施

河川環境を調査研究し、その情報を集積蓄積するとともに環境保全について行政に提言して

いる。

具体的には、流域内29地点でCOD（chemical oxygen demand：化学的酸素要求量）とともに独自に窒素・リンについて調査する（全国一斉調査に参加）ほか、宮崎県独自の新しい「五感を使った水辺環境指標」を作成し、多くの小中学校が身近な水辺を楽しみながら調査を行っている。

f. 大淀川の魅力を再発見するイベントの企画・開催

大淀川の素晴らしさ、大切さ、楽しさを体験してもらうための各種イベントを企画するとともに参加者を募集する。

大淀川自然体験合宿やカヌー体験の実施とともに「大淀川と友達になろう」とのキャッチフレーズのもと「大淀川源流体験」「一ツ瀬ダムを見に行こう！」などのイベントを実施している。

これらのイベントはいろいろな団体と連携しながら、また企業の経済的な支援も得て広範かつ活発に実施されている。

(イ) 流域外・九州全体での連携活動

大淀川流域と小丸川流域の環境保護団体が参加して「みやざき川づくり交流会」を実施している。そして、宮崎県全体で「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」を立ち上げている。また、宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会では年4回の研修会の開催のほか、「川づくりコンペ」や毎年2月の住民モニターの水質測定の発表会が開催されている。

九州では河川協力団体が連携して活動している。たとえば毎年開催される「九州『川』のワークショップ」（公益財団法人河川財団河川整備基金などの助成、共催にネットワーク九州流域連携会議）と「九州『川』のオープンカレッジ」（一般社団法人北部九州河川利用協会）が団体間の交流や連携の機会となっている。連携体の例としては、ネットワーク九州流域連携会議が挙げられる。同連携会議の事務局はないが、コアのメンバーとして大淀川流域ネットワークなど7つの河川協力団体が同連携会議の活動方針などについて議論して決めて

いる。

こうした河川協力団体は、全国に大臣指定が193団体、知事指定が2団体の計195団体あるが、九州は31団体にのぼり一番多い。交流や連携を深めるため、河川協力団体のそれぞれの圏域での会議も実施されている。宮崎圏域では五ヶ瀬川流域ネットワークと都城大淀川サミットの3団体で圏域会議が開催されている。

(3) 大淀川学習館

大淀川学習館は、大淀川浄化活動および大淀川学習のシンボリックな施設として宮崎市により設置された。「水辺の楽校」および「里山の楽校」とあわせて、自然体験や環境教育など、大淀川の恵まれた自然を広く学習し体験できる総合学習施設となっている。自然観察や自然体験、環境教育など、大淀川の恵まれた自然を広く学習し体験できるような展示となっている（写真1-6, 1-7）。

（写真1-6）大淀川学習館 外観



（写真1-7）内部の展示



(4) まとめ

九州における流域ごとの環境保全の取り組みは多くの団体によって実施されており、ヒアリングの過程でこれらの活動は個々に活発に行われていると感じた。

さらに大淀川流域ネットワークをはじめとする九州の多くの流域での活動団体は、県および市町村と国土交通省九州地方整備局とが連携を取りながら幅広く活動していると思われる。また、九州流域連携会議のように活動団体間の情報交換や交流と連携も盛んである。

これらの活動は河川の保全を中心としたものではあるが、多くの主体と広範な活動となっている。伊勢湾流域圏全体での広域連携を考える場合において、個々の流域での取り組みの活性化と流域間での交流連携のあり方に示唆するものが多いと考える。

次章では、新たな連携方式としての宮崎市と姫路市の連携中枢都市圏構想を報告する。

第2章 新たな広域連携制度についての継続調査

新たな広域連携制度である「連携協約（地方自治法第252条の2第1項）」と「事務の代替執行（同法第252条の16の2第1項）」、そして新たな広域連携モデル構築事業の概要については、「中部圏研究」(vol.189、2014年12月)にて報告した。その後、連携協約締結に向けた取り組みについては、地方中枢拠点都市圏構想から連携中枢都市圏構想へと名称を変えており、都市圏形成の動きがあるなど進捗がみられる(図表2-1、2-2)。

そこで、今回は連携中枢都市圏構想について少し補足するとともに、先行的モデルの事例研究の継続調査として姫路市と宮崎市にヒアリング訪問を実施したので報告する。

1. 連携中枢都市圏構想について

前回の報告で触れたように、第30次地方制度調査会において、広域連携については、地方圏、三

(図表2-1) 地方中枢拠点都市圏構想推進要綱の主な改正点 (2015年1月28日改正)

項目	概要
① 都市圏の名称の改正	「地方中枢拠点都市圏」を「連携中枢都市圏」に改める
② 都市圏構想の目的の改正	「集約とネットワーク化」を「コンパクト化とネットワーク化」に改める 「地方が踏みとどまるための拠点」を「活力ある社会経済を維持するための拠点」に改める 「高次都市機能の集積」を「高次都市機能の集積・強化」に改める 等
③ 経過措置	改正前に行った地方中枢拠点都市宣言を連携中枢都市圏宣言とみなす

(出典) 総務省ホームページより (2015年1月28日付報道資料)

(図表2-2) 連携中枢都市圏の形成の動き (2015年9月末時点)

団体名	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	関係市町村	圏域人口等
宮崎市	2014年12月1日 (宣言済み)	2015年3月13日 (宮崎市議決) 2015年3月25日締結式	2015年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,716人 (うち宮崎市400,583人)
姫路市	2015年2月13日 (宣言済み)	2015年3月23日 (姫路市議決) 2015年4月5日締結式	2015年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市 加西市、宍粟市、たつの市、稲美町 播磨町、市川町、福崎町、神河町 太子町、上郡町、佐用町(計:6市8町)	1,276,670人 (うち姫路市536,270人)
倉敷市	2015年2月17日 (宣言済み)	2015年2月18日 (倉敷市議決) 2015年3月27日締結式	2015年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市 高梁市、新見市、浅口市、早島町 里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市475,513人)
福山市	2015年2月24日 (宣言済み)	2015年3月18日 (福山市議決) 2015年3月25日締結式	2015年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市 世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市461,357人)
熊本市	2015年6月18日 (宣言済み)				
高松市	2015年9月4日 (宣言済み)				
下関市	2015年9月30日 (宣言済み)				

(出典) 総務省ホームページ資料 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000360212.pdf) に、各自治体のホームページで確認した3市(熊本市・高松市・下関市)を追加

(図表 2 - 3) 各都市圏構想の比較 (2014年12月時点)

施策イメージ				
名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省・国土交通省・経済産業省
目的	地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方にに基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する	複数の地方都市等が、コンパクト化とネットワークの活用により一定規模の人口を確保し、相互に各種高次都市機能を分担・連携	都市化や都市問題について研究するため、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
市町村の連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件とするか等の具体的な制度設計は今後の検討事項	—	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用
実績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	—	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
対象の条件等	61都市(圏) ①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市を中心とする圏域)	60～70箇所程度(想定) (2010年時点で中心市人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏が61箇所あるとの試算結果を踏まえ想定) (三大都市圏の11都府県を除く)	(1)中心都市をDID人口等によって設定 (2)郊外都市を中心都市への通勤率によって設定 等	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる なお、現行「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする

(出典) 総務省ホームページの資料 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000357436.pdf) より抜粋

大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべきとされた。そして、市町村間の連携を基本としつつ、課題解決が困難な地域については、広域自治体としての都道府県が補完を行うことを検討してはどうかという形で整理された。それにより、市町村間の連携手法として「連携協約」が、都道府県の補完の手法として「事務の代替執行」が、地方自治法の改正に伴って新たな広域連携制度として創設されたのである。そして、総務省では、連携協約を活用した先行的モデル構築事業として、地方中枢拠点都市圏の形成の取り組みを支援してきた。

2014年秋、地方創生の取り組みが本格的にスタートした。地方創生担当大臣により、総務省の地方中枢拠点都市圏、国土交通省の高次地方都市連合、経済産業省の都市雇用圏といったものは類似をしているので、統一、一本化すべきとの指示があり、関係省庁において調整が進められた(図表2-3)。そして、2014年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生戦略」において、「連携中枢都市圏」の形成が盛り込まれたのである。

(1) 「連携中枢都市圏」構想の概要

「連携中枢都市圏」構想は、連携中枢都市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより連

携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想である。基本的には総務省による過去の「広域市町村圏」構想や「ふるさと市町村圏」構想、そしてそれらが廃止され創設された「定住自立圏」構想と同じ、圏域に着目した広域行政といえる。

定住自立圏と連携中枢都市圏の各推進要綱を比較すると、ほぼ同様の構成となっており、圏域形成の手続きも「中心市宣言」→「定住自立圏形成協定の締結」→「定住自立圏共生ビジョンの策定」という流れと、「連携中枢都市宣言」→「連携協約締結」→「連携中枢都市圏ビジョンの策定」という流れは、ほぼ一致している(図表2-4)。

(2) 連携中枢都市圏と定住自立圏との相違点

ただ、連携中枢都市には、その要件に「指定都市または中核市(人口20万人以上に要件が緩和された中核市)であること」があるのに対し、定住自立圏の中心市の要件は、「人口5万人以上であること」となっており、人口規模が大きく相違している。また、連携中枢都市圏では連携協約の締結という地方自治法に則った手続が必要であるのに対し、定住自立圏では定住自立圏形成協定という任意の契約により取り組みを進めることができる。さらに、連携中枢都市圏制度では、定住自

(図表 2 - 4) 定住自立圏構想と連携中枢都市圏構想との対比 (推進要綱および包括財政措置)

定住自立圏構想推進要綱 (平成20年12月26日制定、平成26年3月31日一部改正)	連携中枢都市圏構想推進要綱 (平成26年8月25日制定、平成27年1月28日一部改正)
<p>第1 趣旨</p> <p>(1) 今後の我が国の人口の見込み等</p> <p>(2) 定住自立圏形成の目的</p> <p>(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担</p> <p>(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携</p> <p>第2 この要綱において用いる人口等</p> <p>第3 中心市</p> <p>第4 中心市宣言</p> <p>(1) 中心市宣言の定義</p> <p>(2) 中心市宣言に記載する事項</p> <p>(3) 中心市宣言の変更又は取消し</p> <p>(4) 中心市宣言の公表</p> <p>(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例</p> <p>第5 定住自立圏形成協定</p> <p>(1) 定住自立圏形成協定の定義</p> <p>(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項</p> <p>(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項</p> <p>(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例</p> <p>(5) 定住自立圏形成協定の公表</p> <p>第6 定住自立圏共生ビジョン</p> <p>(1) 定住自立圏の定義</p> <p>(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義</p> <p>(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項</p> <p>(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員</p> <p>(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議</p> <p>(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表</p> <p>(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換</p> <p>第7 中心市に係る特例</p> <p>第8 中心市宣言書の写しの送付</p> <p>第9 市町村に対する助言及び支援</p> <p>第10 その他</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>(1) 今後の我が国の人口の見込み等</p> <p>(2) 連携中枢都市圏構想の目的</p> <p>(3) 地方自治法上の連携協約の活用</p> <p>一</p> <p>第2 この要綱において用いる人口等</p> <p>第3 連携中枢都市</p> <p>第4 連携中枢都市宣言</p> <p>(1) 連携中枢都市宣言の定義</p> <p>(2) 連携中枢都市宣言に記載する事項</p> <p>(3) 連携中枢都市宣言の変更又は取消し</p> <p>(4) 連携中枢都市宣言の公表</p> <p>(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例</p> <p>第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約</p> <p>(1) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の定義</p> <p>(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項</p> <p>(3) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等に係る留意事項</p> <p>(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例</p> <p>(5) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の告示又は公表</p> <p>第6 連携中枢都市圏ビジョン</p> <p>(1) 連携中枢都市圏の定義</p> <p>(2) 連携中枢都市圏ビジョンの定義</p> <p>(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項</p> <p>(4) 連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員</p> <p>(5) 連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議</p> <p>(6) 連携中枢都市圏ビジョンの写しの連携市町村への送付及び公表</p> <p>一</p> <p>第7 連携中枢都市宣言書の写しの送付及び届出</p> <p>第8 市町村に対する助言及び支援</p> <p>第9 その他</p>
<p>第1(2) 定住自立圏形成の目的</p> <p>圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>第3 中心市</p> <p>中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。</p> <p>① 人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること)。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>第5(2)④ 連携する具体的事項</p> <p>ア 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野</p>	<p>第1(2) 連携中枢都市圏構想の目的</p> <p>地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが目的である。</p> <p>第3 連携中枢都市</p> <p>連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。</p> <p>① 指定都市又は中核市(人口20万人以上の市に要件が緩和された中核市)であること。</p> <p>②、③は同左</p> <p>第5(2)④ 連携する取組</p> <p>ア 圏域全体の経済成長のけん引</p> <p>イ 高次の都市機能の集積・強化</p> <p>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p> <p>A 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野</p>
<p>中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置</p> <p>中心市の措置額</p> <p>特別交付税: 上限8,500万円</p> <p>近隣市町村の措置額</p> <p>特別交付税: 上限1,500万円</p>	<p>連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置</p> <p>連携中枢都市の取組に対する財政措置</p> <p>普通交付税: 「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組</p> <p>○ 圏域人口に応じて算定(圏域人口75万人の場合、約2億円)</p> <p>特別交付税: 「生活関連機能サービスの向上」の取組</p> <p>○ 1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定</p> <p>連携市町村の取組に対する財政措置</p> <p>特別交付税: 「生活関連機能サービスの向上」に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政支援</p> <p>○ 1市町村当たり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定</p>

(出典) 公益財団法人中部圏社会経済研究所作成

立圏で取り組む「生活関連機能サービスの向上」の取り組みに加え、主として連携中枢都市に対して財政措置される「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」の取り組みが求められている点に大きな違いがある。

2. 先行的モデルの事例研究の継続調査

今回、先行的モデルの事例研究の継続調査として、連携中枢都市圏制度創設の契機となった姫路市の取り組みと、いち早く連携中枢都市宣言を実施した宮崎市の取り組みについてヒアリング調査を実施した。

(1) 姫路市

ヒアリング日：2015年 5月12日

場所：姫路市役所 5 F 会議室（企画政策推進室 3 F）

先方：柳谷耕士郎氏（姫路市市長公室企画政策推進室 連携中枢都市推進室室長）、木村規彦氏（姫路市市長公室企画政策推進室係長）、田中利彦氏（姫路市市長公室企画政策推進室係長）

ア. 新たな広域連携構築モデル事業の概要

(図表 2 - 5)

イ. 「連携中枢都市圏」制度についてのヒアリング

(ア) 連携の背景とモデル事業取り組みの経緯

播磨地域は、廃藩置県を経て1871年に「姫路県」となり、その1週間後には「飾磨県」となった。そして、その5年後に神戸港整備のため財源が必要となり、豊かな播磨は取り込まれて「兵庫県」になったという経緯がある。

播磨国風土記からも伺えるように、古来より豊穡の地であった播磨の魅力を中心に発信するため、

姫路市が播磨の各市町に声かけをし、2012年 5月に「播磨広域連携協議会」が設立された。その後2014年 4月までに播磨の全市町（13市 9町）が加入し、主に観光振興と広域防災活動に取り組んでいる。当該協議会は任意団体だが、これが連携中枢都市圏の素地になっている。

モデル事業取り組みの背景は、2013年 3月に姫路市が声かけし、全国の指定都市や中核市のうち計 8市が参加する「中核拠点都市研究会」が発足したことが契機となっている。さらに同年 5月に中核拠点都市の位置付けと財政措置を総務省へ提案し、その後制度設計が本格化したという経緯がある。そして、2014年 4月に総務省による新たな広域連携モデル構築事業の募集があり、播磨圏域 8市 8町で応募し同年 6月に選定された。その後、2015年 2月に姫路市は連携中枢都市宣言をし、同年 4月に 6市 8町と連携協約を締結した。ただし、赤穂市とは連携協約を締結せず、継続協議中とのことであった。

(イ) 市町村合併と連携中枢都市制度との関係

姫路市の市町村合併の経緯をみると、2002年 4

(図表 2 - 5) 事業の概要（姫路市・播磨圏域）

姫路市・播磨圏域 新たな広域連携モデル構築事業概要

圏域市町村	圏域人口	主要産業
姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	1,327,193人 (うち姫路市 538,270人) 圏域面積 2,800km ²	鉄鋼業、化学工業、電気機械等の製造業 日本酒、手延素麺、醤油、皮革、靴下など 多彩な地場産品群

圏域の特色

- 沿岸部を中心に播磨臨海工業地帯を形成する一方、内陸部には先端科学技術施設が立地。
- 観光面では世界遺産である姫路城をはじめとした歴史的資源や食文化も豊富。



播磨全体の経済成長のけん引

「はりま・ものづくり力」の強化

- ・播磨圏域には、優れた中小企業が集積し、圏域内には、世界最高水準の大型放射光施設「Spring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」等の世界に誇る先端科学技術基盤がある。
- ・今後、兵庫県立大学産学連携・研究推進機構等との連携を強化し、これら最先端科学技術を活かして、多種多様な企業の独自技術と先端技術の融合を図ることにより、広く、圏域内企業の革新的技術、新素材及び新製品の開発などに繋げる。

「はりまグランドツーリズム」の展開

- ・播磨全域に誘客する体制を整備し、圏域内の国宝、豊かな自然や最先端研究施設などの地域資源を活用し、多様なニーズに応じたニューツーリズムを推進する。
- ・リニューアルした世界遺産・姫路城をはじめ、圏域内の多種多様な観光資源を活かし、外国人観光客をターゲットとした、インバウンド観光の推進を図る。

高次の都市機能の集積

高度な医療サービスの提供

- ・播磨圏域の三次救急体制は、兵庫県立姫路循環器病センターに加え、製鉄記念広畑病院姫路救命救急センターが開設され、ドクターヘリやドクターカーの活用により、重篤な救急患者の広域搬送体制のさらなる強化が図られている。
- ・今後、播磨圏域における、三次救急など高度な医療体制の一層の充実に取り組む。

播磨の玄関口・JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

- ・播磨の中核拠点都市にふさわしい都心づくりに向けて、JR姫路駅周辺の整備を進めるとともに、JR姫路駅がグランドツーリズムやMIC Eなどの観光客等の送客や、播磨の地場産品のPRなど播磨圏域の広域連携の拠点となるよう、ネットワークづくりを進めていく。

圏域全体の生活圏・観光サービスの向上

地域公共交通

- ・各市町をまたぐバス路線網の可能性調査などを行い、路線バス又はコミュニティバス路線を構築する。
- ・JR姫路駅を起点として圏域の内外を繋ぐJR姫路線・播磨線の活性化に向け、治承市町の協議会によるホームページを充実し、イベント等の情報を発信していくことで、乗降客数の増加を図る。

(出典) 総務省ホームページより (2014年 6月27日付報道資料)

「新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集に対するモデル団体の決定」

45

月に西播磨市町長会に「地方分権と市町合併を考える研究会」が設置された。そして、2006年3月に1市4町が合併し、新姫路市が誕生した。ただし、こうした合併の動きと「播磨広域連携協議会」設立の動きはまったく関係していないとのことである。国も新たな広域連携制度を進めようとしているなかで、何らかの切り口で広域行政として協力してやれることはないかというスタンスで臨んでいるとのことである。

(ウ) 連携協約について

姫路市は、連携協約を各市町と16～22項目について締結しており、基本的には連携中枢都市と連携市町との1対1の関係で、いわばハブ＆スポークのような関係において協約を結んでいる。そして、協約に基づく事業として53の事業に取り組んでいる。

(エ) 連携による取り組み概要（圏域全体の経済成長のけん引について）

2014年7月、姫路市は播磨圏域の経済成長戦略の策定に向けて産学金官民が一体となった「播磨圏経済成長戦略会議」を立ち上げ、同年10月には

3つの方向性と5つの柱が確認された。3つの方向性は、「ものづくりの強化」、「地域ブランドの育成」、「交流人口の増加」であり、5つの柱は、①「はりま・ものづくり」の強化、②「エコトピアはりま」の推進、③「はりま地域ブランド」の確立、④「はりまグランドツーリズム」の展開、⑤「魅せるはりま」MICEの推進である。

(2) 宮崎市

ヒアリング日：2015年7月24日

場所：宮崎市役所 企画財政部3F会議室

先方：安野弘紀氏（宮崎市企画財政部企画政策課 地方創生推進係係長）、河野芳州氏（宮崎市企画財政部企画政策課企画係主幹兼係長）

ア. 新たな広域連携構築モデル事業の概要

(図表2-6)

イ. 「連携中枢都市圏」制度についてのヒアリング

(ア) 連携の背景と取り組みの経緯

もともと1971年10月に設置された宮崎東諸県広

(図表2-6) 事業の概要（宮崎市・宮崎広域圏）

圏域市町村	圏域人口	圏域面積	主要産業
最小単位：宮崎市、国富町、綾町 最大単位：東郷町	最小単位：428,716人 最大単位：1,135,233人 (うち宮崎市 400,553人)	最小単位：1,980km ² 最大単位：6,795km ²	宮崎牛、ピーマンなどの農産産業や神話・伝統を活かした観光産業

圏域の特色

- 年間快晴日全国1位、年平均気温全国3位(17.4度)の温暖な気候と豊かな資源
- 合計特殊出生率全国2位、「いいこどもが育つ」ランキング全国2位※2014年民間シンクタンク分析
- こどもを産み育てやすい環境

圏域全体の経済成長のけん引

交通・物流戦略策定事業

- 東九州自動車道の北九州～宮崎間の全線開通に向けて、物流企業の運行管理実績などの物流ビッグデータを活用して課題を分析、交通・物流における施策やインフラ整備の優先順位を検討する。
- 3カ所の重要港湾や空港へのアクセスを向上させる等、観光誘客や商圏の拡大を図る「交通・物流戦略」を策定する。

消費者ニーズにマッチした商品開発

- 平成24年に農工商連携と6次産業化を推進するため、「みやPEC推進機構※」を設立。
- 関係者間のコーディネートや新商品の開発を実施。
- 圏域の食材の地産地消を推進し、大都市圏での消費拡大を図るため、宮崎シェフズクラブと連携してイベントを開催する等、「みやざき食の魅力発信プロジェクト」を実施する※(※F-Products(食品・生産物)、E-Economy(経済)、C-Cooperation(連携・協力))

スポーツランドみやざきの推進等

- 圏域内の100を超える施設のうち、老朽化が進みプロ選手仕様になっていない施設について、整備計画を策定し、プロスポーツ等(野球・サッカー・ゴルフ・テニス等)のキャンプ、大会、合宿の更なる誘致等を行う。

高次の都市機能の集積

医療提供体制将来構想の策定

- 医療関係者等からなる「宮崎市医療提供体制将来構想策定委員会」を設置し、「宮崎市医療提供体制将来構想」を策定する。
- 救急医療、災害医療、周産期・小児医療においては、課題の整理と体制の強化を図る。
- 更なる高齢化の進展に対応するため、在宅医療・地域包括ケアについて検討する。

圏域全体の生活圏機能サービスの向上

総合発達支援センター「おおぞら」の運営事業

- 発達に障がいのある児童の早期発見・早期療養、及び、診療・機能訓練・相談・療育支援の提供を行う圏域拠点として、平成15年に「おおぞら」を設立。※宮崎県域で受け入れを実施。
- 利用者のニーズは極めて高いが、現在診療待機者が100名以上、待機期間は6ヶ月。
- 今後、宮崎大学医学部と連携して常勤医師の確保に向けて取り組むとともに、初診待機者の相談等に当たる相談支援専門員の機能強化を図る。

総合防災施策の推進等

- 地震津波対策として、津波避難対策特別強化地域に指定された沿岸10市町が連携して、インフラ整備の具現化に向けた取組を進めていく。
- ※宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、川南町、新豊町、門川町と連携。
- 防災減災対策等における圏域の連携を図るため、平成26年5月、宮崎県市長会に「市町村の機能強化に向けた研究会」を設置。

(出典) 総務省ホームページより (2014年6月27日付報道資料)

「新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集に対するモデル団体の決定」

域市町村圏協議会（旧1市6町）があり、広域の取り組みは進められていた。その後、宮崎市がそのうちの4町と合併したことにより、残りは1市2町（宮崎市・綾町・国富町）となった。このように、この圏域では従来から広域の取り組みがあった。

宮崎市としては、連携協約の制度は事業レベルで柔軟に連携ができ、機動性も継続性もあることから、国の議論と並行して検討を進めていた。そして、2014年4月のモデル事業募集に手を挙げ、同年12月には全国で最初の「地方中枢拠点都市宣言」をしている。ただし、これは前述のとおり2015年1月の要綱改正により、他都市と同様に「連携中枢都市宣言」と読み替えられている。その後、同年3月に連携協約を締結し、5月に連携中枢都市圏ビジョンを公表している。

（イ）連携による取り組みの特徴とメリット

宮崎市による取り組みの特徴は、連携事業ごとに関係団体が異なる重層的構造を想定している点であり、総務省からはレイヤー構造と命名されたとのことである。モデル事業では、最小単位は1市2町であるが、防災の分野では南海トラフ地震特措法により宮崎県全体が指定地域となっていることから、宮崎県内全域を最大単位として提案している。

この取り組みは、連携中枢都市宣言にしても、連携協約にしても、議会との関係があり、事務の負担も大きくなっている。ただ、官民連携の協議会の立ち上げによるネットワーク構築や、多様な分野からの参加による議論の中で、新たな論点が生まれるなど、メリットは大きいとのことである。

（ウ）連携中枢都市圏ビジョンの特徴

通常、連携中枢都市圏ビジョンは連携協約に基づいて作られるが、宮崎市のビジョンは、地方版総合戦略を見据えて、地方版総合戦略と連携中枢都市圏ビジョンを共通の体系とし、連携協約の規定をこれらの体系に組み込んだかたちとなっている。全体としては、地方版総合戦略の中で、広域的な取り組みにあたる部分を連携中枢都市圏ビジョンとして、先んじて作ったというイメージである。

官民の協議体である「宮崎広域連携推進協議会」を2014年9月29日に立ち上げ、3回の議論を経て都市圏ビジョンが作られた。2014年度は大きなフレーム作りであったが、2015年度は5月に協議会の下に専門部会を設置して、地方版総合戦略や連携中枢都市圏ビジョンの事業構築等に向けた取り組みを行っているとのことである。

最後に

第1章では、宮川流域の調査から、基本的な地域づくりの理念、ビジョンが明確化されており、流域内の自然や風土、文化などの特色をうまく生かしている事例があることが判明した。そして大淀川流域の調査では、九州において流域ごとに活発な取り組みがあり、九州流域連携会議のように活動団体間における交流と連携も盛んに行われていることが明確となった。この2流域での調査は、伊勢湾流域内における個々の流域での交流と連携をまず活性化し、その上で九州の事例のように流域間での交流と連携へと発展していくという方向性を示唆している。

また第2章では、新たな広域連携制度の継続調査を実施した。姫路市が声かけして設立された中核拠点都市研究会により、地方中枢拠点都市制度が総務省に提案され、それが後の新たな連携方式へと発展している。また、宮崎市における新たな連携方式は、地方版総合戦略の策定を見据え、連携協約を結んで広域的な連携に取り組んでいる。姫路市、宮崎市ともに自発的、自立的な取り組みとなっている点に特長がある。

今後は木曾川流域の連携とともに、新たな連携方式について中部地方における取り組みを調査する予定である。